

事務所からのお知らせ

1. 遺言セミナー（29年度版）を開催します。

前回の案内でもお知らせしましたが、6月7日（水）から、5回シリーズで行います。「自筆証書遺言が出来るまで」を皆さんと一緒に勉強していきます。

ぜひ御参加下さい！！

詳細は佐藤事務所までお問い合わせ下さい！

<http://310-office.net/>

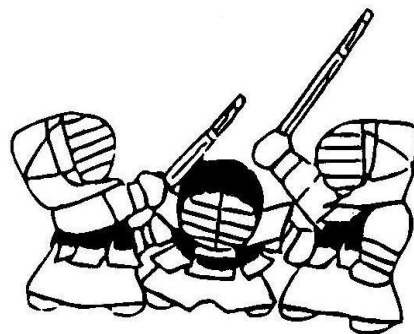
2. 「ゆうゆうらんど桜祭り」が実施されます。

日時：4月2日(日)午前9：30～14：30

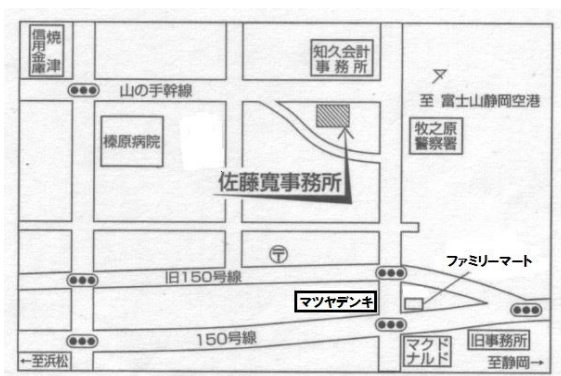
場所：牧之原市勝間田「ゆうゆうらんど」にて

縄巻修巳さんの尺八コンサート他多くの催し物が企画されています。

平成29年3月吉日



<事務所案内図>



〒421-0421

牧之原市細江3203番地2

司法書士・土地家屋調査士・行政書士

佐藤寛事務所

TEL 0548-22-0063

FAX 0548-22-1409

事務所通信

日一日と暖かくなってきました。道端の草花も春を迎え、動きだしている感じがします。

昨年は、求人ですら少し苦労しました。私の仕事は今まで人に恵まれ、人がいないという苦労を味わったことがなかったので、募集して応募者なしというのは経験したことがありませんでした。しかし、今年に入って少しずつ採用できる人が集って、3月からフレッシュな男性社員が入社しました。この新人を育て、皆さんの会社へ訪問したり、接客が出来るようになるのが楽しみです。

さて、今回は相続等に関する情報について皆さんにお知らせしたいと思います。



《最近の相続親族事情》



1. 相続税申告が増えています。

平成27年1月1日から、相続税の控除額が4割位下がったため、

$$\text{控除額} \left\{ \begin{array}{l} \text{平成26年12月31日までの相続は、} 5000 \text{ 万円} + \text{相続人} \times 1000 \text{ 万円} \\ \text{平成27年1月1日以降の相続は、} 3000 \text{ 万円} + \text{相続人} \times 600 \text{ 万円} \end{array} \right\}$$

今まで相続税の心配がなかった人も相続税がかかる事例が出てきました。東京のように地価が高い所は、10人に1人の割合で相続税がかかるようになり、知り合いの税理士さんにお聞きしても増加しているとのことでした。



2. 預貯金の相続で大きな変更がありました。

平成28年12月に、最高裁判所で判例変更がありました。

今までは、預貯金は当然分割と言われ相続が発生すると法定相続分で相続することになっていました。

それが、「預貯金も遺産分割手続きが必要」となりました。

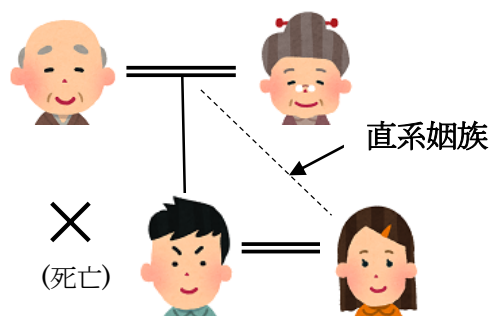
実務の対応では、金融機関の窓口に行っても今までと同じように全員の実印、印鑑証明書が必要となるため、あまり大きな変更はないのかもしれませんが、実務の運用で「葬式代が必要だから50万円どうしても解約して」とか「長年、取引実績があるから100万円は下ろして」などといった被相続人死亡時の対応に変化が出てくるかもしれません。

3. 「家族信託」など活用して相続時に必要な資金を確保する動きができています。

被相続人が亡くなった場合、預貯金はストップとなりお金の出し入れは出来なくなります。

病気で入院中など死亡時期がわかる場合は、それなりの対応はできますが、事故などで死亡し預金がストップとなると、葬儀代の支払いや立会うお坊さんなどのお布施などに 50 万、100 万単位のお金が必要となると困ってしまいます。

こうした死亡時など緊急の際に対応出来るよう信託銀行などにあらかじめお金を信託しておき、死亡した際には契約した人の親族に支払う「家族信託」制度や死因贈与契約の形式を利用して死亡時までは、銀行等が預かっておいて死亡と同時に死因贈与契約に従い、お金を受贈者に支払うという制度など相続財産を出来るだけ金融機関が確保し、死亡した時、残された遺族が困らないような制度が出てきています。



4. 死後離婚って何?

3月3日に朝テレビを見ていたら「死後離婚」特集がありました。最初は何?と思って見ていたのですが、内容は婚姻していた夫婦の内、配偶者が死亡した場合にその親との姻族関係を終了して、いわゆる「縁を切る」ということでした。長男の嫁などの場合、長男が親より先に死亡した場合、残されたお嫁さんが、今後の介護や扶養のことを考えて「縁を切る」ということです。「縁を切る」方にしても、「切られる」方にしても、色々な家族事情があり一概に良し悪しは言えませんが、時代と共に家族の在り方が変わってきているということの一例です。